

成熟社会における 新たなまちづくりの姿

『地域福祉』—それば“成熟社会における 新たなまちづくりの姿”

いま、地域福祉は地域づくりの中で本格的な活動展開の時期を迎えようとしている。平成12年6月、社会福祉事業法等の改称・改正により「社会福祉法」が制定され、この中で市町村は『地域福祉計画』をつくることが定められた。同法によると、地域福祉計画には、市町村が策定する『市町村地域福祉計画』（法第107条）と、都道府県が策定する『都道府県地域福祉支援計画』（法第108条）とがあり、この規定は平成15年4月1日から施行されることとなっている。

これまで各市町村は、福祉に関わる個別計画として『老人保健福祉計画』『公的介護保険事業計画』『障害者計画』『児童福祉計画（子育て支援計画）』等を策定してきた。平成15年度からは、これらを総括・総合化して『地域福祉』といった新しい観点からの福祉行政サービスの指針となる行政計画づくりが求められてくることとなる。

この『地域福祉計画』は、単に、高齢者、健康、介護、障害、子育てといったこれまでの福祉サービスの対象を総合

化するだけでなく、福祉とまちづくりとの関係や計画策定への住民参加も含んでおり、ある意味では『成熟社会における新たなまちづくりの姿』を市町村自らが考えるべき、という地域課題を突きつけているとも解釈できる。ここで言う成熟社会とは、経済第一志向→すなわち＜最小費用で最大利益＞の過程を経た後にある、＜最小費用の最大福祉＞への価値観の転換を求める社会通念が定着している社会を指す。

かつて地域経営の根底にあった 「自助」「互助」「扶助」の『三助』に見られる変化

全国の多くの地域では、地域運営の根底に、まず自分や家族で何とかする『自助』を基本とし、地縁・血縁あるいは同じ課題を持つ者同士での『互助』そして最後にお上に請う『扶助』というものがあつた。筆者はこの3つの「助」を総称して『三助』と呼んでいる。しかし現在では、生業が農耕から移り変わり、またニュータウンや区画整理等で新しく住まう人達（新住民）の割合が増えつつある中で、以前は身近に育まれていた『互助』の精神が希薄化してきている。これは、伝統的コミュニティが弱まってきていることの現れでもある。

本来は3つの「助」のバランスが保たれてこそ『三助』であるが『互助』の精神が希薄化することにより、一方で

は犠牲的な『自助』へ、そしてもう一方では行政への過度な『扶助』への負担は増大する。とくに本題である福祉という行政分野においては、この傾向は特に強く、問題が問題だけに閉鎖的になる『自助』や、自立の途に努力せず保障を求める『扶助』の方向へと二分している。

本来、地域福祉は＜自立（自己管理）＞と＜地域ぐるみでの理解と協力＞が基本である。しかしながら、これまでの福祉計画では、得てして制度面での福祉対策を含めた『扶助的』な保健・医療分野での対応が重要視される傾向が否めず、生きがい対策や生涯現役の精神・地域づくりの中での役割づくり、雇用・就業、教育、文化・レクリエ

ーション活動をも含めた総合的できめの細かい行政サービスの推進には至らなかったという指摘も聞こえてこよう。また一方では、総合的・体系的な施策の展開を図る必要があるため、基本法や県の上位計画の施策項目に準じた総花的な福祉施策になりがちとの指摘もされることも少なくない。

もはや『扶助』としての福祉サービスは、財政面と人材面でその限界が見え隠れしており、かつて多くの地域に見られた『互助』の精神を復興し、それに基づいた福祉サービスの展開こそが求められる時が近づいている。当然ながら、主体的な『自助』という考えをもった上での『互助』の復興であることは言うまでもないことである。

三助の知恵から“地域を慮ること”を考える

〔東京工業大学・立教大学 非常勤講師〕 **大下 茂**
株式会社プランニングネットワーク

地域福祉計画づくりをきっかけに、 今こそ、新しい時代の“まちづくり”の在り方を考える。

ここで、あらためて社会福祉法や社会保障審議会福祉部会の答申等に記されている定義を踏まえて『地域福祉』をまちづくりの観点から考えてみたい。

まちづくりの最終的な仕上りの姿は、地域において生き生きと暮らすための舞台であり、そのためには、「安心・安全(防災・福祉)」で「美しく(風景・景観)」したたかに(経済)そして「楽しく(文化・教育)」これらが地域を形づくるにあたっての必要かつ十分な要件となろう。

そしてそれぞれの地域において、これらについての『力』をもつようにすべきなのである。例えば、地域防災力、地域福祉力、地域教育力、地域経済力などである。そしてその際に大切と考えることは、それぞれの『力』は、これまでのように個別対象毎の計画づくりを行って個別に対応するのではなく、それぞれが相互に関連性を強めて、総体としての＜地域力＞を高めるべきである。

このように考えると『地域福祉』は、単に福祉分野における行政課題では

なく、むしろまちづくり全体に関わるテーマであるといえる。まちづくりの中で定着しつつあるバリアフリー、ノーマライゼーションなどの考えは、福祉に配慮したまちづくりからの取り組みであり、まちづくりと福祉とは極めて密接な関係性を有してきていることを表している。

地域福祉計画づくりをきっかけに、今こそ、新しい時代の“まちづくり”の在り方を再考したい『地域を慮ること』—これこそが成熟社会における新たなまちづくりの姿の一つの答えではないか。



おじいさん達の手作りハム工場「zizi工房(ジジ工房)」。高齢者の生き甲斐となっている。好評を得たことから、隣接しておばあさん達のパン工場「バーバラハウス」が開業している
(愛知県足助町)



水郷柳川の名物「川下り」では熟年の船頭さんが水先観光案内役を担っている。観光ボランティアの方々も地域を熟知した名調子で観光客の興味を高めている。何れもが「生涯現役がキーワード」
(福岡県柳川市)



＜駅前整備をどのように考えるか＞—ワークショップの熱心な討議場面。“10年後の姿なんて生きているかどうか”と冗談を交えて熱弁が飛び交う。もちろん「福祉」は最大の興味テーマ
(千葉県長生村)